

一般競争入札公告

平成24年2月17日
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 前田 豊

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

「平成24年度（登戸地区）吸収冷凍機・冷温水機保守点検業務」 一式
内容については仕様書による。

2 競争参加資格に関する事項

(1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。

(2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。

⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。

(3) 競争参加資格については、厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）を準用するものとし、同資格の「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。入札書の提出期限の前日までに、上記競争参加資格の写しを提出すること。

(4) 過去5カ年において、労働安全衛生総合研究所で備える吸収冷凍機・冷温水機と同種・同規模の設備を有し、かつ動物実験を行っている研究機関等（国、独立行政法人等を含む）との契約実績があること。

なお、上記の事実を証明するための契約書、仕様書の写しを下記期限までに提出すること。

提出期日 平成24年3月15日（木）17時まで

提出場所 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係

(5) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。

3 入札説明の日時、場所

日時：入札公告掲載日から平成24年3月14日（水）17時まで

ただし、10時から12時、13時から17時までの間とする。

入札説明の日時は、当研究所に電話連絡の上調整すること。

場所：神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係

TEL：044-865-6111（代表）

FAX：044-865-6116

4 入札及び開札

(1) 入札書の提出

入札書は郵送または入札会場への持参により受け付ける。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るもので開札日（平成24年3月16日）の11時までに必着のこと。

郵送先：〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係

(2) 入札及び開札の日時、場所

日時 平成24年3月16日（金）16：00

場所 〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所管理棟1階会議室

5 支払い

年4回、各四半期経過後の後払いとする。

ただし、仕様書「3保守業務」で定める委託者の承認を得た上で発生した交換部品等に係る実費はこの限りではない。

6 その他

(1) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要。

(4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

<独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

入札説明書

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
「平成24年度（登戸地区）吸収冷凍機・冷温水機保守点検業務」 一式
- (2) 仕様書
別紙のとおり
- (3) 契約期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

2 入札心得

- (1) 入札価格は、仕様書に基づいて算出した価格により入札を行う。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって、当法人の規程に定めるところにより予定価格の制限の範囲内で申し込みをした者のうち最低価格の入札者を落札者とする。
※入札書の内容は消費税抜きの額を記載すること。
- (3) 入札書の形式は任意とする。
- (4) 入札書の宛名は、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」宛とすること。
- (5) 入札書の表面に「平成24年度（登戸地区）吸収冷凍機・冷温水機保守点検業務」と記載すること。
- (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
- (6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。
- (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
- (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。
なお、郵送による入札の場合には再度入札には参加できない。

以 上

吸収冷凍機・冷温水機保守点検業務 仕様書

受託者は、以下の要領により、労働安全衛生総合研究所（登戸地区）で使用する吸収冷凍機及び冷温水機につき保守・点検等の作業を行うものとする。

1 対象機器

本契約の対象となる機器は、次のとおりである。

- (1) 吸収冷凍機 TSA-AW-HS150E1S 2基（三洋電機製）
- (2) 冷温水機 TSA-AUW-HS130FG1L 1基（三洋電機製）

2 点検・洗浄・部品交換業務

乙は以下の要領により点検・洗浄・部品交換を行い、作業終了後には各項目について書面により報告を行うものとする。

○吸収冷凍機 TSA-AW-HS150E1S 2基

(1) 冷房開始時点検（実施時期：6月）

- ① 外観検査
本体及び部品の外観損傷の有無の確認
- ② 安全保護装置の設定値確認
高温再生器圧力スイッチ、冷水フロースイッチの点検
- ③ 付帯設備の確認
冷水系バルブ、冷却水系バルブ、冷水・冷却水の水張り、蒸気系バルブの点検
水系流量の確認
- ④ 真空度の確認
抽気ポンプの始動試験
貯室圧力・胴内圧力の確認
- ⑤ 本体の確認
各弁の開閉状態、制御板切替の確認
- ⑥ 電気機能点検
液晶の明るさ確認
時刻確認
コントロール基板の確認（制御回路機能試験、安全停止回路試験、動力回路機能試験、インバーター設定値確認）
- ⑦ 制御動作確認
容量制御動作確認
吸収液ポンプ発停動作確認
冷媒ポンプ発停動作確認
冷却水温度制御動作確認
各ポンプ循環状態の確認
- ⑧ 分析用吸収液のサンプリング
吸収液抜き取り
液質調査
- ⑨ 運転データの記録・運転調整
データの記録・分析
冷媒、吸収液の濃度・比重のチェック

(2) 冷房使用時点検（実施時期：8月）

- ① 外観検査
本体及び部品の外観損傷の有無の確認
- ② 安全保護装置の設定値確認
高温再生器圧力スイッチの点検
- ③ 付帯設備の確認
水系流量の確認
各ポンプ循環状態の確認
- ④ 真空度の確認
抽気ポンプの始動試験
貯室圧力・胴内圧力の確認
- ⑤ 電気機能点検
液晶の明るさ確認
時刻確認
コントロール基板の確認
- ⑥ 分析用吸収液のサンプリング
吸収液抜き取り
液質調査
- ⑦ 運転データの記録・運転調整
データの記録・分析
冷媒、吸収液の濃度・比重のチェック

(3) 冷房終了時点検（実施時期：11月）

- ① 外観検査
本体及び部品の外観損傷の有無の確認
- ② 電気系統の確認
各ポンプ絶縁抵抗の確認
- ③ 真空度の確認
抽気ポンプの始動試験
貯室圧力・胴内圧力の確認
- ④ 冷却水系の確認
冷却水チューブの汚れ点検

(4) 冷却水系チューブの洗浄業務（実施時期：11月）

- 冷却水系チューブをブラシにて洗浄する。
3年に1度は薬品にて洗浄するものとする。
（24年度は1号機、25年度は2号機につき実施。）

(5) 部品交換

- 蒸気遮断弁バッテリー 1個（交換時期：2月）
パラジウムセル 1式（交換時期：6月）

○冷温水機 TSA-AUW-HS130FG1L 1基

(1) 冷房開始時点検（実施時期：4月）

- ① 外観検査
本体及び部品の外観損傷の有無の確認
- ② 安全保護装置の設定値確認
高温再生器圧力スイッチ、冷温水フロースイッチの点検
- ③ 付帯設備の確認
冷水系バルブ、冷却水系バルブ、冷水・冷却水の水張りの点検
水系流量の確認
- ④ 真空度の確認
抽気ポンプの始動試験
貯室圧力・胴内圧力の確認
- ⑤ 本体の確認
各弁の開閉状態、制御盤切替の確認
- ⑥ 電気機能点検
コントロール基板の確認（制御回路機能試験、安全停止回路試験、動力回路
機能試験、インバーター設定値確認）
燃焼系異常動作確認
- ⑦ 燃焼関係の確認
着火動作の確認
フレイム電流の測定
燃焼状態の点検（排ガス中の酸素・二酸化炭素濃度測定）
- ⑧ 制御動作確認
容量制御動作確認
吸収液ポンプ発停動作確認
冷媒ポンプ発停動作確認
冷却水温度制御動作確認
各ポンプ循環状態の確認
- ⑨ 分析用吸収液のサンプリング
吸収液抜き取り
液質調査

(2) 冷房使用時点検（実施時期：6月又は9月）

- ① 外観検査
本体及び部品の外観損傷の有無の確認
- ② 安全保護装置の設定値確認
高温再生器圧力スイッチの点検
- ③ 付帯設備の確認
水系流量の確認
各ポンプ循環状態の確認
- ④ 真空度の確認
抽気ポンプの始動試験
貯室圧力・胴内圧力の確認
- ⑤ 電気機能点検
時刻確認
コントロール基板の確認
- ⑥ 燃焼関係の確認
着火動作の確認
フレイム電流の測定
燃焼状態の点検（排ガス中の酸素・二酸化炭素濃度測定）

- ⑦ 分析用吸収液のサンプリング
吸収液抜き取り
液質調査
 - ⑧ 運転データの記録・運転調整
データの記録・分析
冷媒、吸収液の濃度・比重のチェック
- (3) 冷房終了時点検（実施時期：11月）
- ① 外観検査
本体及び部品の外観損傷の有無の確認
 - ② 電気系統の確認
各ポンプ絶縁抵抗の確認
 - ③ 真空度の確認
抽気ポンプの始動試験
貯室圧力・胴内圧力の確認
 - ④ 高温再生器の点検
バーナーヘッドの清掃
 - ⑤ 冷却水系の確認
冷却水チューブの汚れ点検
- (4) 冷却水系チューブの洗浄業務（実施時期：11月）
冷却水系チューブをブラシにて洗浄する。
3年に1度は薬品にて洗浄するものとする。（26年度実施）
- (5) 部品交換（実施時期：適時）
ウルトラビジョン 1式

3 保守業務

本契約に係る機器類の故障、不具合等が発生したときには、受託者は、甲の電話その他の通信手段による連絡により、直ちに適切な措置を採るものとする。これにより発生する作業に係る経費は受託者の負担とし、委託者の承認を得た上で発生した交換部品等に掛かる実費は委託者の負担とする。

4 特記事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成20年度版）」によるものとするが、作業条件、作業方法、使用材料、使用設備、その他注意事項に関しては、対象機器のメーカー作業標準に従い確実に実施するものとする。
- (2) 定期的に吸収液をサンプリング・分析し、吸収液の状態を的確にコントロールすること。なお、調整値は委託者の指示に従うものとする。

5 契約外事項

- (1) 蒸気遮断弁バッテリー以外の部品交換
- (2) 真空破壊を必要とする修理・点検・オーバーホール工事